

○国立研究開発法人海洋研究開発機構業務方法書

目次

- 第1章 総則
- 第2章 基盤的研究開発の方法
- 第3章 成果の普及及び成果の活用の促進の方法
- 第4章 学術研究への協力に関する方法
- 第5章 施設及び設備の利用に供する方法
- 第6章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上を図る方法
- 第7章 出資並びに人的及び技術的援助の方法
- 第8章 情報及び資料の収集、整理、保管及び提供の方法
- 第9章 附帯業務
- 第10章 業務の委託及び受託の基準
- 第11章 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 第12章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項、第2項及び国立研究開発法人海洋研究開発機構に関する省令（平成16年文部科学省令第9号。以下、「令」という。）第1条の2の規定に基づき、「国立研究開発法人海洋研究開発機構法」（平成15年法律第95号。以下「機構法」という。）第17条に規定する業務の方法について、基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本理念及び方針）

第2条 国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに学術研究の発展に資することの重要性にかんがみ、関係機関と緊密な連携を図り、もってその業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

（用語）

第3条 この業務方法書で使用する用語は、通則法、令及び機構法において使用する用語の

例による。

2 この業務方法書で「電磁的記録媒体」とは、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものの媒体をいう。

3 この業務方法書で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

第2章 基盤的研究開発の方法

(研究開発の実施)

第4条 機構は、機構法第17条第1号に規定する海洋に関する基盤的研究開発（以下「研究開発」という。）に関し、通則法の規定に基づき指示された中長期目標及びこれを達成するために作成し認可を受けた中長期計画に基づき実施するものとする。

(外部資金による研究開発の実施)

第5条 機構は、国内外の政府機関、地方公共団体及び民間団体等からの資金の提供を受けて研究開発を実施することができる。

(研究開発の受託)

第6条 機構は、依頼に応じて、研究開発を受託することができる。

(研究開発受託契約)

第7条 機構は、研究開発を受託する場合には、委託者と研究開発受託契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

(研究開発の受託料)

第8条 機構は、研究開発の実施を受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(研究開発の委託)

第9条 機構は、自ら実施することが効率的でないと認める研究開発の実施を、他に委託することができる。

(研究開発委託契約)

第10条 機構は、研究開発の実施を委託しようとするときは、受託者と研究開発委託契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

(研究開発の委託料)

第11条 研究開発の委託料の額は、受託者と協議して定める。

(研究協力による研究開発の実施)

第12条 機構は、国内外の大学、研究機関等と共同して、研究開発を行うことができる。

(共同研究開発契約)

第13条 機構は、研究開発を共同で実施する場合は、当該機関等との間で共同研究開発契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

(評価の実施等)

第14条 機構は、実施研究開発課題について、国の定める評価に関する指針等を踏まえ、機構が別に定める方針に則り、適時適切な評価を実施し、評価結果を資源の配分、計画の見直し等に反映させるものとする。

第3章 成果の普及及び成果の活用の促進の方法

(成果の普及の方法)

第15条 機構は、次の方法により、研究開発の成果の普及を行なうものとする。

- (1) 研究開発の成果に関する発表会の開催及び情報発信を行うこと
- (2) 研究開発の成果に関する報告書等を作成し、これを頒布すること
- (3) 研究成果物を頒布すること
- (4) 成果に関する技術相談及び技術指導を行なうこと
- (5) 成果に対する理解増進を行うこと
- (6) その他事例に応じ最も適当と認められる方法

(成果の活用の方法)

第16条 機構は、次の方法により、研究開発の成果の活用を行うものとする。

- (1) データや技術等の提供
- (2) 専門家の派遣
- (3) 研究開発の成果として取得した知的財産権の実施

- (4) 研究開発の成果の活用のための検討会等の開催
- (5) 成果を用いた経済・社会活動及び科学技術の発展への貢献
- (6) その他成果の活用に適切と認められる方法

(知的財産権の管理)

第17条 機構は、研究開発等により発生した知的財産権を管理するとともに、その活用促進を図るものとする。

2 機構は、機構が管理する知的財産権の技術移転機関に対し随意契約による実施等促進を図るほか、必要に応じ、機構自らが当該知的財産権の実施を希望する企業と成果の実施に関する契約を締結するものとする。

3 機構は、知的財産権を他に実施させるときは、別に定めるところにより適正な実施料を徴収するものとする。

(対価の徴収)

第18条 機構は、第15条各号及び第16条各号の方法により、成果を普及し及び成果の活用を促進するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第4章 学術研究への協力に関する方法

(学術研究への協力)

第19条 機構は、機構法第17条第3号に規定する海洋に関する学術研究に対する船舶の運航その他の協力を行なう場合は次の方法によるものとする。

- (1) 機構が保有する学術研究に供する船舶（以下「学術研究船」という。）の運航
- (2) 学術研究船を用いた調査・観測等への協力

第5章 施設及び設備の利用に供する方法

(共用施設等の選定)

第20条 機構は、機構法第17条第4号に規定する業務のために保有し及び科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供する施設及び設備（以下「共用施設等」という。）を選定する場合は、その機能、保有に要する資金、自らの研究開発への影響、社会・経済上の重要性等を勘案して行なうものとする。

(共用施設等を使用する課題の選定)

第21条 機構は、共用施設等の共用の対象となる研究開発の課題（以下「共用課題」という。）を選定する場合は、共用施設等の使用目的、使用期間等及び課題の緊要性、公共性等

を勘案して行なうものとする。

(共用施設等の使用契約)

第22条 機構は、機構以外の者が共用施設等を利用する場合には、共用する者との間に、共用施設等の使用契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要な事項は別に定める。

(共用施設等の使用料)

第23条 機構は、共用施設等を使用させるときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第6章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上を図る方法

(養成及び資質の向上の方法)

第24条 機構は、次の各号に掲げる方法により、海洋科学技術に関する研究者及び技術者の養成及び資質の向上を図る。

- (1) ポストドクター、大学院生、大学生の受け入れによる研修及び指導
- (2) 連携大学院制度による研究・技術指導
- (3) 地方公共団体、企業等の研究者及び技術者等の受け入れによる研修及び指導
- (4) 海外からの研究者及び技術者等の受け入れによる研修及び指導
- (5) 機構の研究者及び技術者の派遣による指導
- (6) その他適切と認められる方法

2 機構は、前項の研修及び指導等を実施するとき、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(職員の資質の向上)

第25条 機構は、職員の資質の向上を図るため、国内外の科学技術関係機関等への派遣、研修の受講その他の措置を講ずることができる。

第7章 出資並びに人的及び技術的援助の方法

(出資並びに人的及び技術的援助の方法)

第26条 機構は、機構の研究開発成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者のうち適当であると認められる者に対し、金銭若しくは機構の所有する知的財産権若しくは設備を出資し、又は人的若しくは技術的援助を実施することができる。

2 機構は、前項の出資により取得した株式を処分することが適当であると認められるとき

は、その全部又は一部を処分することができる。

第8章 情報及び資料の収集、整理、保管及び提供の方法

(情報及び資料の種類)

第27条 機構法第17条第6号に規定する海洋科学技術に関する内外の情報及び資料（以下「情報及び資料」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学術雑誌、一般雑誌、政府刊行物、特許関係刊行物、規格関係刊行物、大学紀要、新聞等に記載された海洋科学技術に関する情報及び資料

(2) 図書、小冊子、カタログ、会議記録文書等に記載された海洋科学技術に関する情報及び資料

(3) 海洋科学技術に関するフィルム、印画、録音、図面、電磁的記録媒体等に記録された情報及び資料

(4) 試資料

(5) 海洋科学技術に関する未公表資料等

(6) その他情報及び資料として適切と認められるもの

(情報及び資料収集の方法)

第28条 機構は、次の各号に掲げる方法により、情報及び資料を収集するものとする。

(1) 調査・観測

(2) 情報を記録した物の購入、交換、受贈、複製等を行うこと

(3) 情報を有する者又は機関からの情報の提供を受けること

(情報及び資料の整理の方法)

第29条 機構は、収集した情報及び資料をデータベース化し、又は項目別分類を行うことにより整理する。

(情報及び資料の保管の方法)

第30条 機構は、収集し、及び整理した情報及び資料を亡失し、また毀損することなく、別に定める必要な期間保管するものとする。

(情報及び資料の提供の方法)

第31条 機構は、次の各号に掲げる方法により、情報及び資料を提供するものとする。

(1) 電子計算機等を用いた情報提供システムによる方法

(2) 出版物（電磁的記録媒体によるものを含む。）による方法

(3) 複写による方法

(4) 研究発表会等の開催による方法

(5) その他適切と認められる方法

2 機構は、前項の方法により情報及び資料を提供する場合には、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

第9章 附帯業務

(附帯業務)

第32条 機構は、第4条から第31条までに定める業務に附帯する業務を行うことができる。

第10章 業務の委託及び受託の基準

(業務の委託)

第33条 機構は、自ら実施することが効率的でないと認める業務の実施を、他に委託することができる。

(業務委託契約)

第34条 機構は、業務を委託する場合は、受託者と業務委託契約を締結するものとする。

2 契約の内容その他必要事項は別に定める。

(業務の委託料)

第35条 業務の委託料の額は、受託者と協議して定める。

(業務の受託)

第36条 機構は、依頼に応じて、業務の実施を受託することができる。

(業務受託契約)

第37条 機構は、業務の実施を受託しようとする場合は、委託者と業務受託契約を締結するものとする。

2 業務受託契約においては、契約の内容その他必要事項は別に定める。

(業務の受託料)

第38条 機構は、業務の実施を受託する場合は、別に定めるところにより、適正な対価を徴収するものとする。

第11章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第39条 機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合、第9条の研究開発の委託、第33条の業務の委託及びその他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

第12章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(内部統制に関する基本方針)

第40条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(役職員の倫理及び行動指針)

第41条 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第42条 機構は、理事会の設置及び役員の分掌に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化

(中長期計画等の策定及び評価に関する事項)

第43条 機構は、中長期計画等の策定及び評価に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 中長期計画等の策定過程の整備（現場が関与する計画策定）
- (2) 中長期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中長期計画等の進捗状況のモニタリング

- (5) 部門の業務手順の作成（標準業務手順・マニュアルの整備）
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - ア 業務手順に沿った運営の確保
 - イ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ウ 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 第4号のモニタリング及び前号の自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

（内部統制の推進に関する事項）

第44条 機構は、内部統制の推進に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部署の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部署及び推進責任者間における報告の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部署におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等

（リスク評価と対応に関する事項）

第45条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務プロセスの認識及び明確化
- (3) 業務プロセスごとのリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制（研究内容など、専門的知見を要する場合の広報も含む。）
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画等の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第46条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(1) 情報システムの整備に関する事項

ア 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスをチェックする仕組みの構築

イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み

ウ 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

ア 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）

イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項

(ア) 法人が保有するデータの所在情報の明示

(イ) データへのアクセス権の設定

(ウ) 作成されたデータ等を機種依存形式によらず利用可能とする措置

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第47条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する以下の事項を定めた規程を整備するものとする。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えいの防止（特に、システム管理を外部に委託している場合における情報漏えいの防止）

(2) 個人情報保護に関する事項

ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインの遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第48条 機構は、監事及び監事監査に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

(1) 監事に関する事項

ア 監事監査規程等の整備に対する監事の関与

イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
ウ 補助者の独立性に関する事（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

エ 監事の権限の明確化

オ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

ア 監事監査規程に基づく監査への協力

イ 補助者への協力

ウ 監査結果に対する改善状況の報告

エ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

ア 監事の役員会等重要な会議への出席

イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ウ 機構の財産の状況を調査できる仕組み

エ 監事と会計監査人との連携

オ 監事と内部監査担当部門との連携

カ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

キ 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第49条 機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第50条 機構は、内部通報及び外部通報に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

(2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第51条 機構は、入札及び契約に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

(1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置

(2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針

- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(予算の適正な配分に関する事項)

第52条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第53条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のウェブサイト等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第54条 機構は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための措置（職種・在籍期間等を考慮した異動等）
- (2) 職員の懲戒基準

(研究開発業務に関する事項)

第55条 機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する以下の事項を定めた規程等を整備するものとする。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
 - ア 研究統括部門における研究評価体制の確立
 - イ 研究予算の配分方針
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - ア 研究費の適正経理
 - イ 経費執行の内部けん制
 - ウ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - エ 研究内容の漏えい防止（知的財産保護）
 - オ 研究開発資金の管理状況把握

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第56条 機構は、通則法第25条の2第1項の役員及び会計監査人の賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、文部科学大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

附 則

この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和5年10月11日から施行する。